

### 国民健康保険税

## 介護保険分の税率を改正

国民健康保険税(国保)の税額は、国民健康保険(国保)に加入している皆さんが、病気やケガをしたときの医療費や出産一時金などの費用に充てられる医療保険分(基礎課税額)と介護保険の費用に充てられる介護保険分(介護納付金課税額)の合算額です。介護保険分は、国保に加入している40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に課税されます。国保税の納税義務者は世帯主です。

て納付する介護納付金が増加したことにより、平成15年度国保税の介護保険分の税率が所得割額0.70%から0.85%に、均等割額8千600円から1万円に、課税限度額が7万円から8万円に改正されました。

地方税法の改正に伴い、平成15年度から国保税所得割額の所得を個人住民税の所得の計算方法と同様とする見直しが行われました。

国民健康保険税(国保)の税額は、国民健康保険(国保)に加入している皆さんが、病気やケガをしたときの医療費や出産一時金などの費用に充てられる医療保険分(基礎課税額)と介護保険の費用に充てられる介護保険分(介護納付金課税額)の合算額です。介護保険分は、国保に加入している40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に課税されます。国保税の納税義務者は世帯主です。

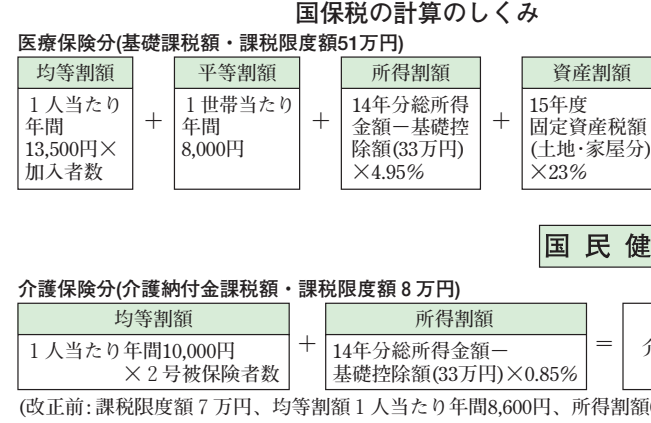
国民健康保険税(国保)の税額は、国民健康保険(国保)に加入している皆さんが、病気やケガをしたときの医療費や出産一時金などの費用に充てられる医療保険分(基礎課税額)と介護保険の費用に充てられる介護保険分(介護納付金課税額)の合算額です。介護保険分は、国保に加入している40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に課税されます。国保税の納税義務者は世帯主です。

国民健康保険税(国保)の税額は、国民健康保険(国保)に加入している皆さんが、病気やケガをしたときの医療費や出産一時金などの費用に充てられる医療保険分(基礎課税額)と介護保険の費用に充てられる介護保険分(介護納付金課税額)の合算額です。介護保険分は、国保に加入している40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に課税されます。国保税の納税義務者は世帯主です。

国民健康保険税(国保)の税額は、国民健康保険(国保)に加入している皆さんが、病気やケガをしたときの医療費や出産一時金などの費用に充てられる医療保険分(基礎課税額)と介護保険の費用に充てられる介護保険分(介護納付金課税額)の合算額です。介護保険分は、国保に加入している40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に課税されます。国保税の納税義務者は世帯主です。

国民健康保険税(国保)の税額は、国民健康保険(国保)に加入している皆さんが、病気やケガをしたときの医療費や出産一時金などの費用に充てられる医療保険分(基礎課税額)と介護保険の費用に充てられる介護保険分(介護納付金課税額)の合算額です。介護保険分は、国保に加入している40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に課税されます。国保税の納税義務者は世帯主です。

国民健康保険税(国保)の税額は、国民健康保険(国保)に加入している皆さんが、病気やケガをしたときの医療費や出産一時金などの費用に充てられる医療保険分(基礎課税額)と介護保険の費用に充てられる介護保険分(介護納付金課税額)の合算額です。介護保険分は、国保に加入している40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に課税されます。国保税の納税義務者は世帯主です。



### 児童手当・児童育成手当・小平市心身障害児福祉手当

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。



現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

### 心身障害者福祉手当

現在、心身障害者福祉手当を受けている方は、5月30日付で心身障害者福祉手当現況届を送付しましたので、6月30日(月)までに提出してください。

現在、心身障害者福祉手当を受けている方は、5月30日付で心身障害者福祉手当現況届を送付しましたので、6月30日(月)までに提出してください。

現在、心身障害者福祉手当を受けている方は、5月30日付で心身障害者福祉手当現況届を送付しましたので、6月30日(月)までに提出してください。

### 戦没者等の妻・戦没者の父母等特別給付金の請求

「戦没者等の妻に対する特別給付金」第22回(1号)および「戦没者の父母等に対する特別給付金」第21回(1号)(百万円)の請求を受け付けています。詳しい内容などについては、問い合わせください。

「戦没者等の妻に対する特別給付金」第22回(1号)および「戦没者の父母等に対する特別給付金」第21回(1号)(百万円)の請求を受け付けています。詳しい内容などについては、問い合わせください。

「戦没者等の妻に対する特別給付金」第22回(1号)および「戦没者の父母等に対する特別給付金」第21回(1号)(百万円)の請求を受け付けています。詳しい内容などについては、問い合わせください。

### 生計困難者の介護保険料を減免

市では平成15年度から、第1号被保険者(65歳以上の方)のうち、低所得者で特に生計が困難な方の介護保険料(特別徴収・普通徴収)を軽減します。保険料

市では平成15年度から、第1号被保険者(65歳以上の方)のうち、低所得者で特に生計が困難な方の介護保険料(特別徴収・普通徴収)を軽減します。保険料

市では平成15年度から、第1号被保険者(65歳以上の方)のうち、低所得者で特に生計が困難な方の介護保険料(特別徴収・普通徴収)を軽減します。保険料

### 小口事業資金融資 あっせん

市内に居住し、市内または隣接市で健全な事業を営む個人経営者、および市内事業所で事業を営む法人小規模企業者を対象に、経営上必要な資金を年利0.81%で融資あつせんを行っております。

市内に居住し、市内または隣接市で健全な事業を営む個人経営者、および市内事業所で事業を営む法人小規模企業者を対象に、経営上必要な資金を年利0.81%で融資あつせんを行っております。

市内に居住し、市内または隣接市で健全な事業を営む個人経営者、および市内事業所で事業を営む法人小規模企業者を対象に、経営上必要な資金を年利0.81%で融資あつせんを行っております。

### 第28回 市民まつり 参加団体募集

今年の市民まつりは、10月19日(日)に開催の予定です。市民まつりは、市民の皆さんがつくる「まつり」です。楽しいアイデアを結集して、活力あふれる市民まつりにしましょう。

今年の市民まつりは、10月19日(日)に開催の予定です。市民まつりは、市民の皆さんがつくる「まつり」です。楽しいアイデアを結集して、活力あふれる市民まつりにしましょう。

今年の市民まつりは、10月19日(日)に開催の予定です。市民まつりは、市民の皆さんがつくる「まつり」です。楽しいアイデアを結集して、活力あふれる市民まつりにしましょう。

### 簡単朝食メニュー募集

朝食の大切さを普及することを目的に簡単オリジナル朝食メニューを募集します。応募のあったメニューは、広くご家庭で紹介するのと同時に、市の講習会などに活用していきます。

朝食の大切さを普及することを目的に簡単オリジナル朝食メニューを募集します。応募のあったメニューは、広くご家庭で紹介するのと同時に、市の講習会などに活用していきます。

朝食の大切さを普及することを目的に簡単オリジナル朝食メニューを募集します。応募のあったメニューは、広くご家庭で紹介するのと同時に、市の講習会などに活用していきます。

### 臨時職員募集

児童クラブ指導員の補助者・児童の介助者

児童クラブ指導員の補助者・児童の介助者

児童クラブ指導員の補助者・児童の介助者

種別	運転資金	設備資金	独立開業(のれん分け)資金
申込限度額	700万円以内	600万円以内	600万円以内
融資期間	5年以内	7年以内	7年以内
据置期間	6か月	6(12)か月	12か月
利率	年0.81%(市利子補給差引後)		
返済方法	据置期間経過後、月賦償還		
申込受付	月曜～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時		
申込締切	東京信用保証協会利用の場合、締め切り無し 保証人をたてる場合、毎月10日		
融資の実行	東京信用保証協会利用の場合、保証取り付け次第 保証人をたてる場合、締め切り後20～25日程度		

※運転資金に限り、前回までの融資額を除いた額を限度として追加融資ができます。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月27日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんので、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。